

小倉藩の手永大庄屋制に関する史料論的考察

梶嶋, 政司
九州大学附属図書館記録資料館

<https://doi.org/10.15017/2545085>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 62, pp.169-188, 2019-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

小倉藩の手永大庄屋制に関する史料論的考察

梶 嶋 政 司

はじめに

小倉藩大庄屋制研究に向けた作業の一環として、小稿では大庄屋文書の概要分析をおこなうことを課題とした⁽¹⁾。近世初頭の細川期小倉藩の惣庄屋制については、「手永の管理責任者であり、藩主から知行を遣わされて役儀を果た」すことで、忠利が構想する藩政機構のなかに位置づけられると評価されている⁽²⁾。加藤氏改易後、寛永九年(一六三二)に肥後へ転封となった細川忠利の跡をうけ、豊前に入った小笠原氏一族は、忠利の惣庄屋(のちに大庄屋)制を踏襲した領国支配を行ったとみられる。

小笠原期小倉藩の大庄屋制研究については、慶応二年の打ちこわしによって庄屋文書が焼かれたという事情から残存史料が少ないと言われている。しかし打ちこわしをまぬかれた大庄屋文書の利用が進めば、今後大いに研究が進展する余地があると言えよう。そこで、本研究では九州大学が所蔵する田川郡金田手永大庄屋文書(六角家文書)を取りあげてみたい。六角家文書は近世庶民史料調査によって見出され、昭和二十七年(一九五二)、九州大学に寄贈された⁽³⁾。現在は九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門に保管されている。およそ三千三百枚に上る整理済みカード目録の検索から史料の利用が可能である⁽⁴⁾。

一、金田手永大庄屋文書の概要

田川郡(四万九九七二石(寛永九年))には添田、伊田、糀、猪膝、金田、上野の六つの手永があり、大庄屋家は手永を入れ替わり、または兼帯する場合があった。金田手永は元禄二年(一六八九)は、九ヶ村(金田、糸田、鼠池、西弓削田、大熊、河原弓削田、宮床、宮尾、後藤寺町)から構成されており、手永全体で三〇一二人の人口規模であった。地理的には彦山川の流域に沿っている。川船通行によって直方や木屋瀬との人的あるいは物的な交流が見られる。寛政期には村数は一三ヶ村(宮床、金田、河原弓削田、宮尾、上弓削田、下弓削田、上糸田、中糸田、下糸田、後藤寺町、鼠ヶ池、見立、大熊)となっている。

金田手永大庄屋を勤めた六角家は近世期に加治姓を称していた。大庄屋在勤中には金田や糀など手永の村名を称した。居村は金田村にあった。六角姓を名乗るのは、管見の限り明治五年(一八七二)五月十八日付に六角四郎が第廿一区々長に任命された時点である。⁽⁵⁾

これより前、明治四年十一月一日には「私儀此度四郎と改名仕度」⁽⁶⁾と金田源吉郎から金田四郎への改名を願い出、同二十八日に許可されている。⁽⁷⁾ 明治五年一月十九日には、「今般扶持方引揚にては、旧知事様思召も有之候付、金九拾両差遣」⁽⁸⁾と、扶持の返上をおこなった。

表1は、六角家文書のカード目録から金田手永大庄屋史料を抽出して一覧したものである。冒頭の『豊前国田河郡弓削田村御検地帳』は、細川忠興によって慶長六年(一六〇一)に実施された惣検地のうち弓削田村の検地帳である。このときの検地奉行は長岡監物であった。細川氏の重臣によって実施された検地の帳面が六角家に伝わっていることは、田川郡における初期惣庄屋を考える上で注目できよう。

金田手永大庄屋史料を年代毎に見てみると、元禄、天明、文政の各時期に比較的まとまって史料が残っているこ

表1 大庄屋関係史料の概要

No.	史料名・史料群名	年 代
1	豊前国田河郡弓削田村御検地帳	慶長6年
2	田河郡小物成鑑	貞享4年～宝永4年
3	田河郡人畜帳	元禄期
4	田川郡郡鑑	元禄～享保
5	水利関係記録	元禄～文政
6	土地関係記録	元禄～万延
7	山林関係記録	元禄～安政
8	宗教関係記録	享保～明治
9	巡見使・巡視関係記録	延享3年～明治4年
10	條目・掟・書出等	明和～天保
11	日記	天明2年～文化11年
12	田川郡金田手永手鑑帳	天明3年～安政5年
13	村政関係記録	天明9年～天保
14	酒造関係記録	天明～嘉永
15	貢租関係記録	天明～安政
16	御用日記	文政10年～明治2年
17	公私諸用録	文政10年～安政5年
18	諸日記関係雑	文政13～明治16年
19	御用御廻文	文政10年～天保7年
20	御勘定諸帳面入	文政10年～安政4年
21	御郡土蔵関係記録	文政～安政
22	田川郡村々野積帳	文政～天保
23	献金御用借関係記録	文政～安政
24	田川郡御宗門御改帳	文政～安政
25	郡手永出入諸控	天保3年～安政5年
26	御用并郡手永出入控	天保3年～天保7年
27	御触書並廻文写	天保4年～安政5年
28	米銀札諸口入取立名寄帳	天保9年～安政4年
29	田川郡糶手永差引大仕詰帳	天保15年～嘉永3年
30	田川郡村々免高畝高竈数書上帳	天保～嘉永
31	諸雑用日記	天保～嘉永
32	商工業交通関係記録	天保～安政

No.	史料名・史料群名	年 代
33	金融関係記録	天保～安政
34	御年貢米取立名寄帳	天保～明治
35	戸口身分関係記録	天保～安政
36	度量衡関係記録	天保～文久
37	公私万要録	弘化3年～明治7年
38	記載録	弘化3年～明治5年
39	殿様御廻郡御用意方諸控帳	弘化～安政
40	夫役関係記録	弘化～安政
41	菜種蒔付畝并作立種書上帳	嘉永7年
42	人別御改帳	嘉永
43	諸札御改帳	嘉永～安政
44	御取立大仕詰帳	安政3年～安政5年
45	米銀札諸口入取立名寄帳	安政～明治
46	申秋貢米納通	近世

(典拠) 六角家文書調査カードより作成。

とがわかる。元禄期には『田河郡小物成帳』『田河郡人畜帳』『田川郡郡鑑』のほかに水利や土地、山林に関する記録がみられる。天明期には『日記』が登場していることが特色である。『御用日記』『公私諸用録』『御用御廻文』といった記録類は文政十年を起点に作られはじめている。年貢に関する御勘定諸帳面等は文政十年から残存しているようであるし、御郡土蔵関係記録がまとまって残るのも文政期以降のことである。こうしたカード目録の成果から判明する文書の概要をふまえて、以下では天明期と文政期に、それぞれ金田手永大庄屋となった金田壮助(泰恒)と金田安文の両名に着目して若干の検討を試みたい。

二、天明く文政期の金田手永大庄屋

(1) 金田壮助(泰恒)

表1のNo.11『日記』(縦帳)は天明二年く文化十一年まで二十冊が確認できる。その内訳を示すと左記の通りとなる。金田泰恒と加治泰恒は同一人物である。

天明二年く天明四年、寛政二年……金田泰恒

寛政四年～寛政十三年、享和三年……加治泰恒

享和年……添田泰清

文化九年～文化十一年……加治安之

天明二年の『日記』⁹⁾は二月九日から始まっているが、二月十二日条の記事を見てみると、

晴天、吉辰にて五ツ半時御奉行様御逢之筈二付、六ツ半時金田町役頭御宅へ出、御役儀被仰付候御内意承之、
助右衛門同道、御奉行所へ出ル、四ツ時御奉行所御逢、御両役頭衆御取次にて浅右衛門退役願之通御免、御目
録頂戴被仰付、跡役壯助蒙仰、夫より役頭衆御指図にて所々御届二罷出ル

とある。これによれば、二月十二日、小倉城下において、壯助は退役した浅右衛門の跡役を拝命した。浅右衛門は壯助の父にあたり、壯助はこの日記の記者金田泰恒のことであると考えられる。日記の中では自身のことを、壯助または拙者と表記している。日記では「跡役」としか書かれていないため判断しかねるが、どうやらこのとき拝命したのは大庄屋役ではなかった。あるいは大庄屋補佐役の子供役であったと推測しておきたい。

翌天明三年『日記』¹⁰⁾七月十八日条によれば、

一金田手永大庄屋役申付、当分子共役相止候二付兼帯同様可相心得候

金田壯助

右七月十八日

一唯助御役儀御免、其外郡々共二御免、新役被仰付候、五郡にて大庄屋退役八人、京都郡両人願二付き退役、
家督相立其外子共御入かへ所々あり

とみえる。役儀御免となった唯助に替わって、壯助が金田手永大庄屋役に任命された。子供役については兼帯同様と達せられた。この時の人事では小倉藩領全域において大規模な大庄屋の入れ替えが行われていた。

大庄屋を拝命し、小倉城下より金田手永に戻った壮助は、七月二十三日に早速「助七・七郎兵衛召呼、手鑑帳しらへ二懸」っている。助七と七郎兵衛は、例えば「宮尾村にて駄賃帳大豆立かた仕直し二付、助七・七郎兵衛召呼フ」(天明三年十一月三日条)など、年貢勘定帳面の作成に際して頻繁に登場する。彼らは大庄屋の下で村方文書の作成に従事する「専門的実務者」であつたと考えられる。¹¹⁾

天明二年以降の『日記』は、金田壮助(泰恒)が浅右衛門の跡役を拝命したことを契機に、記載がなされ始めたと考えることができよう。なお、壮助の養子喜太郎(泰清)は享和三年(一八〇三)三月二十一日に添田手永大庄屋を拝命した年から自身の『日記』¹²⁾をつけはじめている。

(2) 金田安文

喜太郎(泰清)の実子安文は、文政十年(一七九八)七月二十二日に大庄屋役取計方に任命され、同年十月七日に金田手永大庄屋役を拝命した。¹³⁾ それ以降、安政二年(一八五五)九月に病気で退役するまで金田手永や楠手永の大庄屋を勤めた。¹⁴⁾ 表1のNo.16『御用日記』、17『公私諸用録』、19『御用御廻文』は、手永大庄屋就任を機に金田安文によって記載がなされはじめたものと考えられる。

壮助(泰恒)の『日記』と、安文の『御用日記』は、ともに豎帳形式で、内容についても公務だけでなく家政の記事も記載されているという共通性を持つ。一方『公私諸用録』は横帳形式であり、触や願書のほか書翰を写している。より公的な記事が多いと言えようか。『御用御廻文』は横帳形式の所謂御用留である。同一触が『公私諸用録』と『御用御廻文』の両方に書写される場合もある。

金田手永大庄屋家では、少なくとも天明期から日記がつけられており、文政期には安文の金田手永大庄屋就任を契機として、公的記事の記録がより拡充したと言える。同じ田川郡内の添田手永大庄屋を勤めた中村家には、金田

安文の『御用日記』と共通した書式で、『御用日記』と表書きのある記録が、やはり文政期から残されており、同郡内の大庄屋中間において、御用を記録する行為が広がっていることが考えられる。⁽¹⁶⁾

三、金田手永大庄屋家の年貢勘定帳面

壮助の『日記』、安文の『御用日記』に目を通して感じる事は、大庄屋中間による「寄合」「御用談」の開催頻度の高さ、土木普請の監督業務と年貢勘定業務の繁多な様である。試みに、安文が金田手永大庄屋を拝命した翌々年にあたる文政十二年（一八二九）をサンプルに、金田手永でいっただれくらいの量の普請や年貢勘定に関する帳面が作成されたかを知るべく、現存する六角家文書から復元したものが表2である。ここで拾い上げた帳面だけでも三十三冊に及ぶ。内訳は、二月から五月にかけては普請関係、七月には菜種子調子、六月以降運上銀の取立帳、八月以降は種々の年貢勘定書類が作成されている。

年貢勘定の帳面の種類は多いが、ここではそのうちのいくつかについて見てみよう。まず、一月に『御用并郡手永入帳』（横帳）（表2の1）が仕立てられている。これには年貢勘定関係その他の触書や願書、通信の写しと、時系列に種々の「差引」（収支計算）や受取が記録されていく。備忘のために安文が作成したものであるのか。『丑秋中覚帳』（小横帳）（表2の14）は、その年の検見役人一行の名前、年貢米初納に際して商人札の取揚の通達、免割、出郡スケジュールが記入されている。『丑歳諸差引仕詰帳』（横帳）（表2の33）は年貢勘定が終わった後に、勘定方役人と大庄屋から村々庄屋中へ対して出されたもので、ここに書かれている年貢勘定の差引に異存がなければ村々の庄屋中は「差引口々納得」と奥書と連判をすえ、その年の年貢勘定が終了する。年間を通じてやはり年貢勘定関係の帳面が多いことを改めて指摘できる。

	17 田川郡村々丑中田御検見差出	金田四郎兵衛手永	横
	18 田川郡村々早田中田徳米目録	金田四郎兵衛手永	小横
	19 田川郡村々郡手永村追出米割帳	金田四郎兵衛手永	横
	20 田川郡村々子八月より丑七月迄郡手永村出米利付帳	金田四郎兵衛手永	横
	21 田川郡丑諸目録控	金田四郎兵衛	小横
10月	22 田川郡村々丑御取立帳	金田四郎兵衛手永	横
	23 丑歳五里先駄賃帳	金田四郎兵衛	小横
11月	24 丑秋村々諸口入并仕詰貸取立本	金田四郎兵衛手永	横
	25 田川郡御蔵納米御勘定駄賃帳(金田四郎兵衛→勘定所)	金田四郎兵衛手永	竖
12月	26 田川郡村々赤池御蔵納米通算用目録(金田四郎兵衛→村田伝内、青柳勝左衛門)	金田四郎兵衛手永	竖
	27 丑冬諸運上銀取立帳	金田四郎兵衛	小横
	28 丑歳御勘定中出入諸控帳	金田安文	横
	29 田川郡村々丑返号諸割本帳	金田四郎兵衛	横
	30 田川郡村々丑米銀上納詰返号帳	金田四郎兵衛手永	横
	31 金田上野添田三盤運賃差引帳	金田安文	横
	32 丑歳御勘定中出入諸控帳	金田安文	横
翌2月	33 丑歳諸差引仕詰帳(勘定方3名+金田四郎兵衛→村々庄屋中→村庄屋連判「差引口々納得」)	金田四郎兵衛	横

(註) 六角家文書に現存している帳簿をもとに作成した。なお宗門改帳および日記類は除外している。

表2 文政12年金田手永の帳面

1月	1 御用并郡手永出入帳（1月～）	金田安文	横
2月	2 丑春御普請所夫積書附寄帳（大庄屋連署→宇佐美英助）	田川郡控	横
3月	3 手長普請所積書附	金田四郎兵衛	横
	4 田河郡村々丑御普請所積書附（添田平兵衛→大庄屋中）	田川郡	
4月	5 御用銀御用借ニ付売米石数御願帳 控（庄屋連判 + 金田四郎兵衛→宇佐美英助）	金田四郎兵衛手永	横
5月	6 田川郡金田手永御普請所夫積帳	金田四郎兵衛手永	横
	7 田川郡御郡御普請所夫積帳 控	金田四郎兵衛手永	横
6月	8 亥八月より子七月迄郡手永村出米名目寄	金田四郎兵衛手永	横
	9 丑歳弍納反別夏運上銀取立帳	金田四郎兵衛手永	横
7月	10 丑年菜種子作高御調子帳	金田四郎兵衛手永	横
	11 丑年菜種子之内寅種困分調子帳（庄屋連判 + 金田四郎兵衛→宇佐美英助）	金田四郎兵衛手永	横
	12 田川郡村々菜種子石数御調子帳 控（金田四郎兵衛→宇佐美英助）	金田四郎兵衛手永	横
	13 丑年菜種子作高御調子帳	金田四郎兵衛	横
8月	14 丑秋中覚帳（8月～）	金田安文	小横
9月	15 田川郡村々丑壱番早田御検見差出	金田四郎兵衛手永	横
	16 田川郡村々丑弍番早田御検見差出	金田四郎兵衛手永	横

大庄屋の年貢勘定帳面をより正確に把握するために、嘉永七年（安政元、一八五四）閏七月「田川郡諸帳面数書上帳」⁽⁷⁾を基に作成した表3を見てみよう。これは大庄屋や庄屋等の手許で作成される年貢勘定帳面のリストである。小倉藩では同年七月に全藩領の大庄屋と庄屋に対して、過去五年間の年貢勘定帳面の提出が命じられており、このリストも、そうした動向のなかで作成されたものであろう（文末に資料編として翻刻しているので参照されたい）。Aは庄屋の帳面、Bは勘定庄屋が請け持つ帳面、Cが大庄屋の帳面、Dは郡土蔵の勘定を担当する大庄屋が作成する帳面、Eは子供役⁽⁸⁾の帳面である。村、手永、郡の各レベルにおける年貢勘定帳面の作成の状況を知ることができ、子供役は手永の夫役帳面を作成することに加え、「御山方帳面は子供役順番にて六手永一紙ニ仕立差出申候」とあるところから、田川郡全体の御山方勘定にも関与していた。

Cの大庄屋帳面のうち、1の「手鑑帳」から5の「仕組年賦帳」までは、「大庄屋手許年々相用申候、尤此内合帳ニ相成居候手永も御座候」とあり、これらの帳面が年貢勘定の基本台帳であり、手永によって合帳されている場合もあった。ちなみに、天明三年七月に、金田手永大庄屋を拝命した壮助が最初に調製を手がけたものが「手鑑帳」であったことは先に見たとおりである。

6「夏運上帳」から22「大仕詰差引帳」までの帳面は「大庄屋手元にて年々新ニ拵申候」とあって、大庄屋が毎年作成した。諸運上は「夏運上帳」(6)と「冬運上帳」(19)の二期にわけて徴収されるため二冊に分冊されている。「御取立帳」(9)は「収納度々此帳面之私之内ニ御蔵通メ辻書入、御代官様御蔵通ニ御押切被成候帳面」である。「返号仕詰帳」(20)は「此帳面にて手永内は勿論御郡内出入之分無尽類一切差引仕来申候」とあってこの一冊で金銭の出入りを把握するための帳面であった。

多くの年貢勘定帳面を作成するだけでなく、大庄屋はそれらの帳面の保管にも留意しなくてはならなかった。田川郡内の大庄屋の間では手永の交替がしばしば行われたが、その際過去の手永帳面についても引き譲られた。嘉永

四年（一八五二）四月に金田手永から楠手永へ替わった四郎兵衛は、入れ替わりに金田手永へ入った武右衛門へ、年貢勘定関係書類を一年毎袋に入れたもの過去十ヶ年分を譲り渡している。⁽¹⁹⁾六角家文書には、年毎に袋に収納された状態の安文期の金田手永年貢勘定帳面が現存している。交替の際の譲渡の袋がそのまま保管袋にされた可能性もあろう。

おわりに

六角家文書の金田手永大庄屋文書について、天明期と文政期を中心に、日記と、年貢勘定帳面について見てきた。金田手永大庄屋家では金田壮助（泰恒）以降、『日記』が記されるようになった。文政一〇年に安文は、自身が金田手永大庄屋をを拝命してから『御用日記』と『公私諸用録』、『御用御廻文』を作成し始める。『御用日記』については同じ形態のものが添田手永大庄屋中村家でも作成されており、田川郡内の大庄屋仲間中で文政期に御用を記録していくことが一般化してくる状況を中村家文書をはじめとする文書群を視野に入れつつ検討していく必要がある。『日記』や『御用日記』からは、手永大庄屋の年貢勘定の繁多な状況を窺うことができた。実務に精通した人物（助七・七郎兵衛）とともに年間を通して多くの帳面を調製していた。小稿は、年貢勘定に関する帳面は手永大庄屋の手許にどのようなものがどれくらいあるのか、という疑問から発して、作業をした結果の一部である。今後は、村請年貢の勘定に手永大庄屋がいかにかかわっているのか、村と郡のレベルの動きや、無尽や貸付などの問題をふくめ、日記と勘定帳面を読み進めながら理解を深め、考えて行きたい。

C 大庄屋帳面

名称	備考
1 手鑑帳	此分大庄屋手許年々相用申候、 尤此内合帳ニ相成居候手永も御座候
2 御取立当付帳	
3 御取立当付割本帳	
4 諸給割本帳	
5 仕組年賦帳	
6 夏運上帳	此帳面ニ反別麦取立割、 鶏卵代仕出共ニ御座候
7 早田小目録	
8 中田小目録	
9 御取立帳	収納度々此帳面之払之内ニ御藏通ノ注書入、 御代官様御藏通ニ御押切被成候帳面ニ御座候
10 御取立割本帳	
11 秋中覚帳	此帳面ニ御免割其外控類数々御座候
12 諸目録控	此帳面ニ御目録類控并川成寄書付等々控御座候、 手永ニ寄別ニ致候所も御座候
13 川成寄書付	
14 郡手永出米通	此分手永ニ寄、一帳又は、郡出米通一帳手永出米通一帳二冊、 二相成居候手永も御座候
15 出米割帳	
16 横駄賃帳	小帳添之手永も御座候
17 堅駄賃帳	
18 一紙目録控	
19 冬運上帳	
20 返号仕詰帳	此帳面にて手永内は勿論、 御郡内出入之分、無尽類、 一切差引仕来申候
21 返号仕詰割本帳	
22 大仕詰差引帳	

此分大庄屋手元にて年々新ニ拵申候

D 御勘定当務大庄屋帳面

名称	備考
1 御郡土蔵上納銀	
2 御郡土蔵米銀札払目録	
3 御郡土蔵納証文控	
4 御郡土蔵諸札引合帳	
5 御郡土蔵拜借控帳	
6 北一紙控帳	
7 御郡土蔵諸差引帳	上納物并御郡内取遣諸無尽取遣共ニ書入御座候
8 御郡土蔵割本帳	

E 子供役帳面

名称	備考
1 郡手永夫役通	手永ニ寄郡手永二冊ニ相成居候所も御座候
2 郡手永夫役仕詰帳	此分子子供役手元にて年々新ニ拵申候
3 御山方御勘定帳	御山方帳面は子供役順番にて六手永一紙ニ仕立差出申候
4 御用竹木目録	
5 請材木子手形	

小倉藩の手永大庄屋制に関する史料論的考察

表3 田川郡の諸帳面

A 庄屋帳面

名称	備考
1 本作御水帳	
2 新地御水帳	
3 畠成田御水帳	
4 出新地御水帳	村ニ寄御水帳無御座、坪付帳計之村も御座候
5 請藪帳	村ニ寄古帳面無御座候
6 本作坪附名寄帳	
7 新地坪附名寄帳	
8 畠成田坪附名寄帳	
9 出新地坪附名寄帳	
10 壹番早田下見帳	
11 早田下見帳	
12 中田下見帳	
13 川成御改帳	
14 御取立帳	
15 御取立割本帳	
16 人別仕詰差引帳	
17 追出米通	
18 役目帳	
19 御蔵納米請取通	
20 御蔵納米庭帳	
21 反別取立帳	
22 大仕詰帳	

B 勘定庄屋引請之帳面

名称	備考
1 本田新地畠成田皆発目録	
2 本田新地畠成田御根付皆作目録	
3 反別麦上納目録	
4 早田目録	
5 中田目録	
6 本田新地御免相目録	御披見一通御勘定所出一通り、御奉行様出一通り
7 新納米目録	御郡土蔵納
8 差上米目録	
9 出精米目録	
10 米小物成書付	
11 本田新地米小物成皆済目録	御披見一通御勘定所出一通り、御奉行様出一通り
12 新納米皆済目録	御郡土蔵
13 本田御勘定帳	米小物成共ニ
14 新地御勘定帳	
15 糠藁御勘定帳	
16 銀小物成御勘定帳	
17 御勘定帳添之諸引請文数々	
18 五歩種子元米借状	
19 表御内証納并夏冬御郡土蔵之米銀納証文数々	

小倉藩の手永大庄屋制に関する史料論的考察

(典拠) 六角文書 A21-3 「嘉永七年田川郡諸帳面数書上帳」

注

- (1) 史料論から制度史を考える、という方法は、近年の地域社会研究やアーカイブズ研究から学んだものである。今村直樹「近世後期の手永会所と地域社会」（稲葉繼陽・今村直樹編『日本近世の領国地域社会』吉川弘文館、二〇一五年）、吉村豊雄「近世における文書行政の高度化と明治維新」（国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、二〇一五年）など。小倉藩にそくしては、長尾正剛「細川小倉藩人畜改帳の考察」『西南地域の史的展開近世編』（思文閣出版、一九八八）。
- (2) 稲葉繼陽「一七世紀における藩政の成立と特質」（前出『日本近世の領国地域社会』）。
- (3) 梶嶋政司「九州大学と資料保存運動——戦後七〇年から近世庶民史料調査目録を読み直す——」『記録資料館ニューズレター』一〇号、二〇一六年。
- (4) 六角家文書を利用した主な研究として『田川市史上巻』（田川市役所、一九七四年）などが挙げられる。九大所蔵の六角家文書には未整理資料が残されており、その調査が今後の課題となっている。本稿の作業はその準備の一環としての意味を持っている。なお、小倉藩の大庄屋については、『行橋市史中巻』（行橋市、二〇〇六年）等を参照した。
- (5) 六角家文書七一―二『公私萬要録（明治三年）同六年』（九州大学附属図書館付設記録資料館旧文化史資料部門所蔵）。
- (6) 六角家文書七一―二『公私萬要録（明治三年）同六年』。
- (7) 当該期の改姓改名については、仲津郡国作手永大庄屋の治右衛門が明治三年一月に「耕三」と改名していることが知られている（『行橋市史中巻』三四一頁）。
- (8) 六角家文書七一―二『公私萬要録（明治三年）同六年』。
- (9) 六角家文書六九―一八『日記（天明二年）』。
- (10) 六角家文書六九―一九『日記（天明三年）』。
- (11) 彼らのような存在が近世日本の文書主義社会を支えていた。富善一敏「日本近世民間文書主義社会の存立基盤に関する一考察」『歴史学研究』九五―一、二〇一六年。
- (12) 六角家文書六九―一五『日記（享和三年）』三月二十一日条には喜太郎自身で「御郡代様御屋敷え罷出候処、正四ツ時御

郡代横山源太兵衛様より御用達之趣此度添田手永大庄屋役被仰付候ニ付精勤可市旨被仰付、夫より林吉兵衛様御召連被下御職役ニ木勘右衛門様御屋敷え御請ニ罷出、夫より所ニ御座仕、八ツ時小倉出立、同夜五ツ時香春え着、御郡様え罷出御礼申上、米屋にて祝酒升屋え左越候処、父泰恒参居被申候ニ付、拝顔之上糴え立寄、両実親え拝顔、夫より金田え婦八ツ時帰着」と記している。

(13) 六角家文書七〇―一九『公私諸用録(文政十年)』。六角家文書一―一『御用廻文写(文政十年)』。

(14) 六角家文書七〇―二『公私諸用録(安政五年)』。

(15) 『豊前国田川郡添田手永大庄屋中村家御用日記』添田町教育委員会、一九八一年。中村家については七隈史料叢書三『豊前国田川郡添田手永大庄屋中村家文書仮目録』(松下志朗、一九七〇年)、七隈史料叢書六『小倉藩田川郡添田手永大庄屋記録集』(松下志朗、一九七一年)がある。

(16) 庄屋層が記す日記の内容に着目した研究として東昇『近世の村と地域情報』(吉川弘文館、二〇一六年)がある。

(17) 六角家文書A二―一三「嘉永七年田川郡諸帳面数書上帳」。

(18) 六角家文書A二―一四「諸帳面御調子ニ付御書下并書上控」によれば、「此度御取締ニ付六郡大庄屋・小庄屋之者共、去酉年より昨丑年迄五ヶ年之間、御米取立勘定諸帳面類并ニ諸取立向内免仕配諸出米内分ヶ役目差引、村々人別差引帳等、少も無洩落早々差出ニ申候」とあり、このとき金田手永からも過去五年間の帳面を提出している。

(19) 六角家文書二〇―一三―一四「金田手永諸帳面引讓目録」。

【資料編】

六角文書A2113

(表紙)

嘉永七年 田川郡諸帳面教書上帳 寅閏七月 郡控

- 勘定庄屋引請之帳面目録類
- 一本田新地畠成田皆発目録
- 一同御根付皆作目録
- 一反別麦上納目録
- 一早田目録
- 一中田目録
- 一本田新地御免相目録
- 但御披見一通、御勘定所出一通り
- 御奉行様出一通り
- 一新納米目録 御郡土蔵納
- 一差上米目録

一出精米目録

一米小物成書付

一本田新地米小物成皆済目録

但御披見御勘定所出一通り

御奉行様出一通り

一新納米皆済目録 御郡土蔵

一本田御勘定帳

但米小物成共二

一新地右同断

一糠藁右同断

一銀小物成右同断

一右御勘定帳添之諸引請文数々

一五歩種子元米借状

一表御内証納并夏冬御郡土蔵之米銀納証文数々

- 御勘定当務大庄屋帳面
- 一御郡土蔵上納銀

一同米銀札払目録

一同納証文控

一同諸札引合帳

一同拝借控帳

一北一紙控帳

一御郡土藏諸差引帳

但上納物并御郡内取遣諸無尽取遣共二書入御座

候

一同割本帳

大庄屋帳面

一手鑑帳

一御取立当付帳

一同割本帳

一諸給割本帳

一仕組年賦帳

但此分大庄屋手許年々相用申候、尤此内合帳二相

成居候手永も御座候

一夏運上帳

但此帳面二反別麦取立割、鶏卵代仕出共二御座

候

一早田小目録

一中田小目録

一御取立帳

但取納度々此帳面之払之内二御藏通ノ辻書入、御

代官様御藏通ニ御押切被成候帳面ニ御座候

一同割本帳

一 秋中覚帳

但此帳面ニ御免割其外控類数々御座候

一 諸目録控

但此帳面ニ御目録類控并川成寄書付等之控御座候、

手永ニ寄別ニ致候所も御座候

一 川成寄書付

一 郡手永出米通

但此分手永ニ寄一帳又は郡出米通一帳、手永出米

通一帳、二冊ニ相成居候手永も御座候

一 出米割帳

一 横駄賃帳

但小帳添之手永も御座候

一 豎駄賃帳

一 一紙目録控

一 冬運上帳

一 返号仕詰帳

但此帳面ニて手永内は勿論御郡内出入之分無尺類

一切差引仕来申候

一 同割本帳

一 大仕詰差引帳

但此分大庄屋手元ニて年々新ニ拵申候

子供役帳面

一 郡手永夫役通

但手永ニ寄郡手永二冊ニ相成居候所も御座候

一 同仕詰帳

但此分子供役手元ニて年々新ニ拵申候

小庄屋帳面

一 本作御水帳

一 新地御水帳

一 島成田御水帳

一 出新地御水帳

但村ニ寄御水帳無御座、坪付帳計之村も御座候

一 請藪帳

但村ニ寄古帳面無御座候

一本作坪附名寄帳

一新地坪附名寄帳

一畠成田坪附名寄帳

一出新地坪附名寄帳

一壺番早田下見帳

一早田下見帳

一中田下見帳

一川成御改帳

一御取立帳

但手名寄帳を本二立、五分種子利米、運賃米、郷

中間増給、入草代、夫柄米、式朱五厘米、糠藁

代、鶏卵代、蕨縄代、差上米、役高米、手永弁

米、諸給米迄入候処諸納と仕、右諸納を本二立、

追出米、諸弁米、高代米、百姓貸附之内年賦物、

牛馬代、作喰麦代、貸付類、右口々ノ辻之内ニ

て諸引方、口々を引残ニ、御代官様御押切判申

請、御切符と申、人別え相渡申候、本帳ニて御

座候
一御取立割本帳

但四ツ高田畠諸納、諸割物、諸引米、人別小割仕
候帳面ニて御座候

一人別仕詰差引帳

但御切符残を本二立、人別振取米、同無尺取立米、

役目過不足、差引、銀納、為替、御藏納米を内

二立、残り半米は正米計立、御藏納仕候帳面ニ

て御座候

一追出米通

但是は子八月より丑八七月迄、郡手永御役人賄、

村内諸出入用小日記之分ニて御座候得共、村ニ

寄百姓之内より世話人相立、年中入用右仕出帳

面を以、吟味之上立渡候村数々御座候

一役目帳

但村々散使帳面ニて、方頭、頭百姓見断、差引之

上、庄屋手元ニ差出、過不足之米出入は庄屋よ

り仕候
一御藏納米請取通

但米払御藏所ニて人別より請取、俵数相記候帳面

ニ御座候

一 御蔵納米庭帳

但米払、御蔵所にて請取候米通を、村中人別名前

二 書記候帳面にて御座候

一 反別取立帳 壹冊

但夏納銀、上納物奥ニ相記居申候

一 大仕詰帳

但米銀村辻出入差引仕詰仕、過不足年々追送り仕
候帳面にて御座候